

先着順

旭前町五丁目地内 市有地売却実施要領

先着順方式による市有地売却

★売 払 物 件 旭前町五丁目1番11

★受 付 期 間 令和8年2月16日（月）から12月18日（金）まで
午前9時30分から午後4時まで（土・日・祝休日を除く。）

※先着順による買受人が決定次第終了します。

尾張旭市 総務部 財政課

電 話 0561-76-8114（直通）
尾張旭市ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>



目 次

■申込受付から所有権移転までの概要	P 1
■売却物件	
第 1 売却物件	P 2
第 2 売払条件等	P 3
第 3 申込資格	P 3～4
第 4 申込受付	P 4
■売買契約	
第 5 売買契約の締結	P 5
■売買代金	
第 6 売買代金の納付	P 5
■所有権移転	
第 7 所有権移転等	P 6
■附属資料	
◇ (附属資料 1) 物件調書	P 8～10
◇ (附属資料 2) 土地売買契約書 (案)	P 14～15
■申込みに関する様式	
◇ 普通財産譲渡申請書 (先着順売却申込書)、誓約書、 役員名簿、市税の納付状況等調査同意書、委任状、 記入例	P 20～21
■尾張旭市役所案内図	

はじめに

- 先着順での売却になりますので、売却物件が既に売約済みの場合があります。
- お申込みされる方は、この実施要領の各項を全て熟読し承知した上で、お申込みください。
- 物件は、現状有姿の引渡しです。当該物件に存在する工作物等はそのままの引渡しとなります。
- お申込みされる方は必ず現地を確認いただき、開発関連の諸規制にも留意してください。
- 本件に使用される印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）とします。

■申込受付から所有権移転までの概要

売却物件 【第1～第3】

旭前町五丁目1番11
◇風俗営業等の用途は禁止します。
◇暴力団の事務所等の用途は禁止します。

申込受付 【第4】

受付：令和8年2月16日（月）から12月18日（金）まで
午前9時30分から午後4時まで（土・日・祝休日を除く。）
場所：尾張旭市役所 総務部財政課管財係（北庁舎2階）
◇必要書類を直接、持参してください。（郵送・FAX等は不可）
◇先着順は、申込みに必要な書類等を不備なく受領した日時で判断します。その他の方法で順番を確保することはできません。
同日同時刻に複数の方から受領した場合は、くじにより先着順を決定します。

売買契約 【第5】

売扱決定通知書を受け取った日から30日以内に契約していただきます。
◇契約時に売買代金の全額を納付していただくか、売買代金の1割以上の契約保証金の納付が必要です。
◇契約及び所有権移転登記は、普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）に記載された者の名義になります。

売買代金 【第6】

契約締結後30日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を納付していただきます。
◇契約時に全額を一括納付した場合は、契約保証金は不要です。

所有権移転 【第7】

売買代金の全額を納付された時点で所有権移転登記の手続きを開始し、現状有姿で引渡しをします。

第1 売却物件

所在地	登記地目	地積 (実測面積)	所有者	売却価格
旭前町五丁目1番11	宅地	149.71m ² (149.71m ²)	尾張旭市	16,000,000円

1 売却物件は、物件調書（P8～P13）のとおりです。

2 申込みに当たっては、次の点に御注意ください。

- (1) 上下水道、電気及び都市ガスなどの供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、本市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
- (2) 現地見学会等は開催しません。売却物件への立入りを許可しますので、必ず各自で調査・確認を行ってください。
- (3) 売却物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、申込者の計画に見合った利用の可否について、あらかじめ各自で関係機関に照会する等して十分に確認してください。
- (4) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、必ず現地確認や諸規制の確認を行ってください。なお、現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
- (5) 売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸・地下埋設物など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ゴミ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切本市では行いません。
- (6) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、全て申込者において行っていただきます。
- (7) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。申込者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、又は代金の減免を請求することができません。
- (8) 現地調査の際には、地域住民の迷惑にならないよう、御配慮をお願いします。

第2 売扱条件等

売扱いに当たり、次の条件を付すものとします。

- (1) 公序良俗に反した用途での使用は認めない。
- (2) 建築等に当たり、尾張旭市宅地開発等指導要綱及び尾張旭市宅地開発等整備基準を始め、関係法令等を遵守すること。
- (3) 売却物件を買受けた者（以下「買受人」という。）が、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所の用に供すること並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動の用に供することを禁止します。
- (4) 本市から要請があった際は、随時の登記事項証明書等の提出、実地調査等に協力すること。

第3 申込資格

- 1 申込みできるのは、契約上の条件等を遵守できる個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業です。
- 2 次に該当する者は、申し込むことができません。
 - (1) 尾張旭市税を滞納している者
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く。）
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く。）
 - (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - (7) 尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日付け尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等及び愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第3号に該当する者。なお、申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県守山警察署へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
 - (8) 本市と売買契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- 3 次に該当する者は買受人の地位を喪失します。
 - (1) 提出した書類等に、虚偽の記載があった者

(2) 買受人が本市との信頼関係を破壊したと認められる行為があったと、本市が判断した者

4 その他留意事項

- (1) 普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）の提出をもって、本実施要領及び必要に応じて本市が提示する各種関係書類等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 申込みに必要な一切の費用は、申込者の負担とします。
- (3) 使用言語は日本語とします。
- (4) 長さ、面積等の数量単位は原則としてメートル法を用います。

第4 申込受付

受付期間	令和8年2月16日（月）から12月18日（金）まで 先着順による買受人が決定次第終了します。				
受付時間	午前9時30分から午後4時まで（土・日・祝休日を除く。） ※ 先着順は、申込みに必要な書類等を不備なく受領した日時で判断します。その他の方法で順番を確保することはできません。同日同時刻に複数の方から受領した場合は、くじにより先着順を決定します。				
受付場所	尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 総務部財政課管財係（北庁舎2階）				
提出書類	<p>(1) 普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書） (2) 誓約書 (3) 添付書類</p> <table border="1"><tr><td>個人</td><td>住民票の写し、印鑑登録証明書</td></tr><tr><td>法人</td><td>役員名簿、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、 印鑑証明書</td></tr></table> <p>※発行後3か月以内のもの (4) 市税の納付状況等調査同意書 (5) 委任状（代理人が提出書類を持参する場合のみ必要です。申込者が個人で、同居の家族が持参する場合や、申込者が法人で、その社員が持参する場合は必要ありません。）</p>	個人	住民票の写し、印鑑登録証明書	法人	役員名簿、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、 印鑑証明書
個人	住民票の写し、印鑑登録証明書				
法人	役員名簿、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、 印鑑証明書				
注意事項	<p>(1) <u>直接、受付場所へ持参してください。</u> (2) 電話・郵送・FAX・電子メール等での申込みはできません。 (3) 提出された書類は一切お返しえきませんので御了承ください。 (4) 提出された書類を審査したうえで買受人を決定します。買受人の決定には1か月程度要しますので、御了承ください。 (5) 買受人の決定が無効になった場合又は買受人との契約を解除した場合は、当該買受人の次に申し込んだ者を買受人とします。</p>				

第5 売買契約の締結

1 契約手続

- (1) 買受人には、後日、売買決定通知書等の関係書類を郵送します。
- (2) 契約締結期限は、売買決定通知書を受け取った日から30日以内です。それまでに売買契約を締結されない場合には、買受人の資格を取り消します。
- (3) 契約予定日の決定の後、売買契約書、納入通知書等の契約関係書類をお渡ししますので、事前に契約を希望する日を「財政課管財係」まで連絡してください。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙（印紙税）は、買受人の負担となります。
- (5) 売買契約及び所有権移転登記は、普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）に記載されている者の名義で行います。
- (6) 売買契約は、実測面積で行います。

2 契約内容の公表

契約締結後、その契約内容（物件所在地、地目、地積、契約締結日、契約金額、契約の相手方）を尾張旭市ホームページで公表します。

第6 売買代金の納付

1 売買代金の納付方法は、次のいずれかの方法によります。

- (1) 売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する方法
- (2) 売買契約の締結と同時に売買代金の1割以上（1円未満の端数切上げ）の契約保証金を納付し、契約締結の日から30日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を納付する方法

2 契約保証金の取扱いは次のとおりです。

- (1) 契約保証金は、売買代金に充当するものとします。
- (2) 契約保証金には、利子を付けません。
- (3) 契約保証金は、市所定の「納入通知書」により納付してください。
- (4) 契約保証金は、売買代金の残金が納期限までに納付されなかった場合には、尾張旭市に帰属することとなります。また、この場合には契約を解除します。

3 申込みに当たっては、あらかじめ金融機関と相談されるなど、十分な資金計画を立ててください。

第7 所有権移転等

1 所有権移転

売買代金の全額が納付されると同時に売却物件の所有権が移転します。

2 引渡し

所有権の移転と同時に現状有姿で引渡しをします。

3 所有権移転登記

(1) 売買代金の全額納付後、尾張旭市において所有権移転登記の手続きを行います。

(2) 所有権移転登記については登記簿に記録されている地積で行い、実測面積と登記簿に記録されている地積との間に不一致が生じても、市は地積更正登記をする義務を負いません。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

(4) 買受人には、登記に必要な下記の書類を提出していただきます。

住所 証明 書	個人の場合⇒住民票の写し（1通） 法人の場合⇒現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（1通） ※申込み時に提出された住民票の写しなどに記載された内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。
登録免許税の 納付領収書	納付していただく登録免許税は、税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納付してください。

(5) 申込み後、所有権移転登記をする前に住所等を変更された場合は直ちに御連絡ください。

4 固定資産税等について

買受人には、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。詳しくは、次へお問合せください。

・固定資産税・都市計画税については、

尾張旭市役所総務部税務課まで 電話 0561（76）8118（直通）

・不動産取得税については、

愛知県東尾張県税事務所まで 電話 0568（81）3769

5 実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、尾張旭市は隨時に売却物件を実地調査し、又は買受人に必要な報告を求めることができるものとします。この場合、買受人には御協力していただかなければなりません。



附 屬 資 料

◇附屬資料1

物件調書 P 8~13

◇附屬資料2

土地売買契約書（案） P 14~18

●物件調書

(附属資料1)

所 在 地	尾張旭市旭前町五丁目1番11		
売 却 の 状 態 (現 状 有 姿)	更地にて売却		
周 辺 土 地 利 用 の 状 況	当該地を含め周辺地域は、尾張旭旭前城前特定土地区画整理事業施行区域内であり、街路が整備されています。		
敷 地 面 積 (実 測)	149.71m ² (149.71m ²)		
敷 地 の 状 況	別紙換地図(縮小図)のとおり		
鉄 道 バ ス	名鉄瀬戸線「旭前」駅まで徒歩4分(約300m) 市営バスあさぴー号「旭前駅」停留所まで徒歩4分(約300m)		
近 隣 施 設	城山小学校まで徒歩約20分(約1.4km) 旭中学校まで徒歩約15分(約1.1km) 茅ヶ池保育園まで徒歩約8分(約550m) コンビニ(セブン-イレブン尾張旭旭前町店)まで徒歩約4分(約250m) スーパー(タチヤ旭前店)まで徒歩約6分(約400m)		
道 路	南側 幅員10m舗装市道(旭前城前1号線)		
上 水 道	尾張旭市上水道(前面道路に配管あり。敷地内に引き込み管なし。)		
下 水 道 (分 流 式)	公共下水道供用開始区域内(前面道路に配管あり。敷地内に引き込み管なし。) 雨水については、側溝へ流してください。		
都 市 ガ ス	前面道路に配管あり ※ 詳細は、東邦ガス(株)瀬戸営業所へお問合せください。		
電 力	前面道路に配線あり ※ 詳細は、中部電力パワーグリッド(株)名東支社へお問合せください。		
法 規 制 等	用 途 地 域	第一種住居地域	
	建 ぺ い 率	60%(角地緩和あり)	容 積 率 200%
そ の 他		23m高度地区、都市機能誘導区域、居住誘導区域、 宅地造成等工事規制区域	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 過去の住宅地図等による地歴調査の結果、土壤汚染の原因となるような施設が建設された履歴は確認できませんでした。また、現地調査の結果、不自然な盛土、表土の変色等は認められず、臭気の発生や植物への被害等も確認できませんでした。なお、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設に該当していませんので、土壤汚染に関する地質調査は行っていません。 		

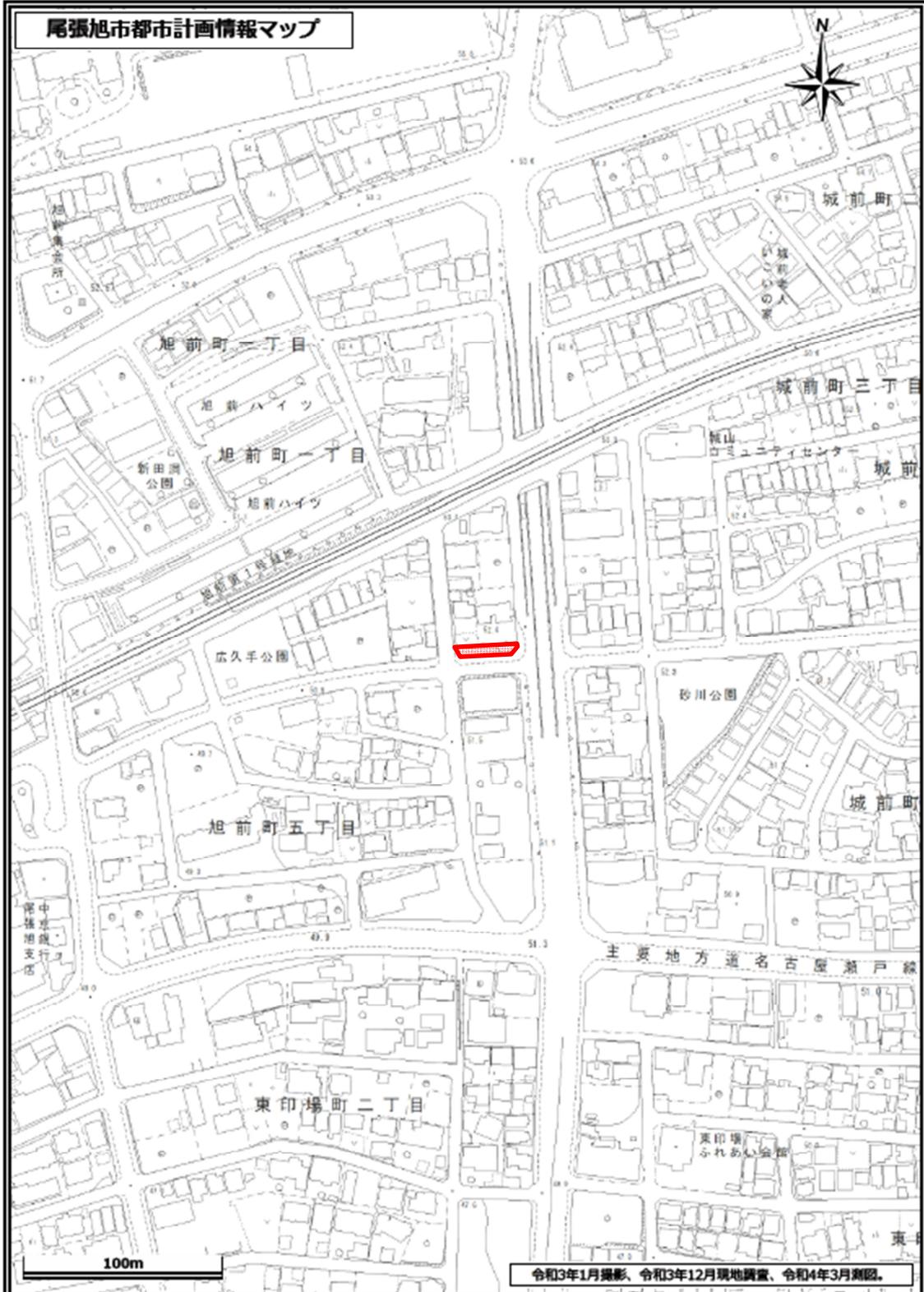
※ 物件の概要を把握するための参考資料です。現況を優先します。

現地及び諸規制等については、必ず各自で調査確認を行ってください。

位 置 図

令和4年3月作成

出力: 令和7年9月16日



1/2,500

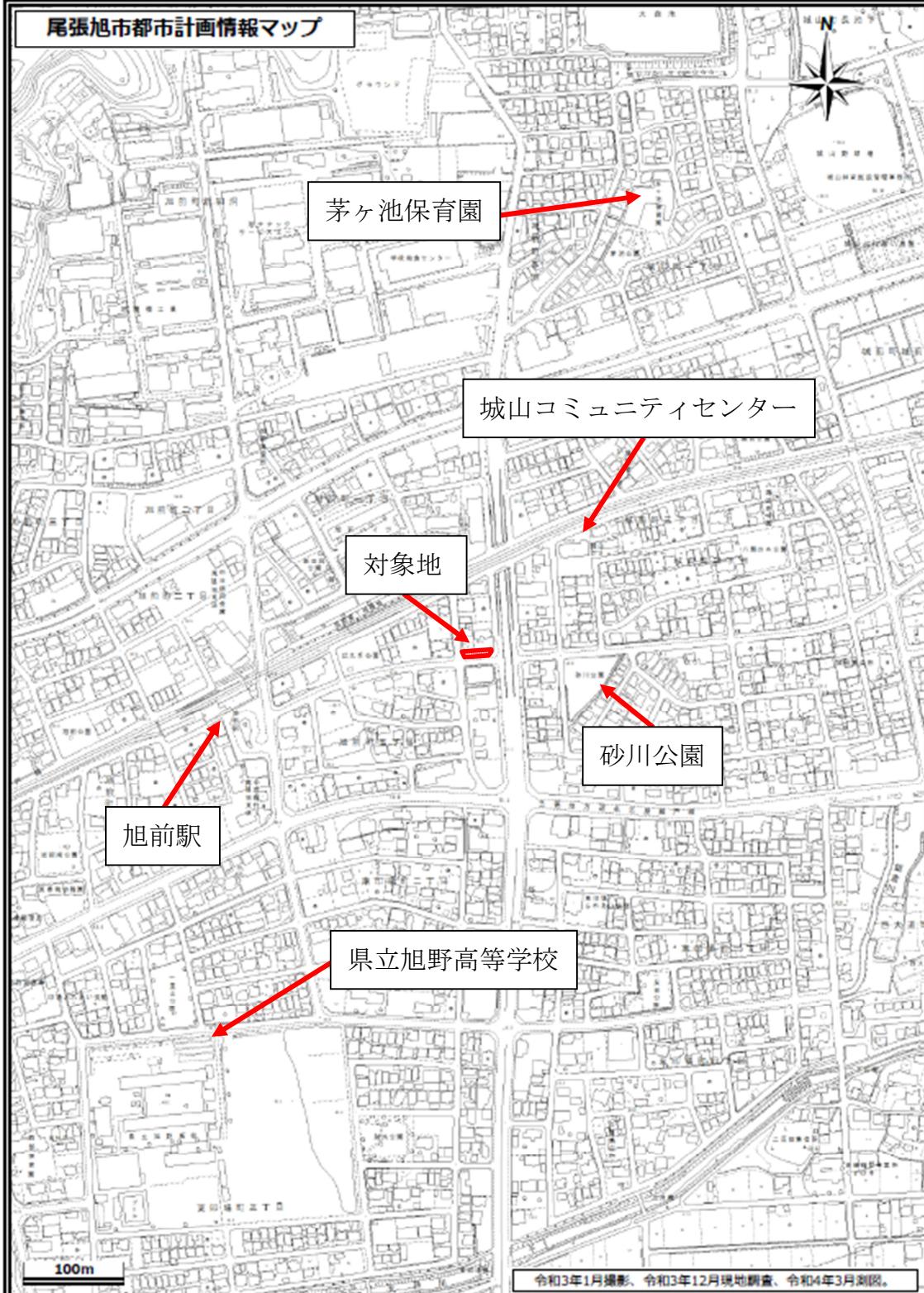
尾張旭市都市計画課

参考図としてご利用ください

位 置 図 (広域図)

令和4年3月作成

出力: 令和7年9月16日



1/5,000

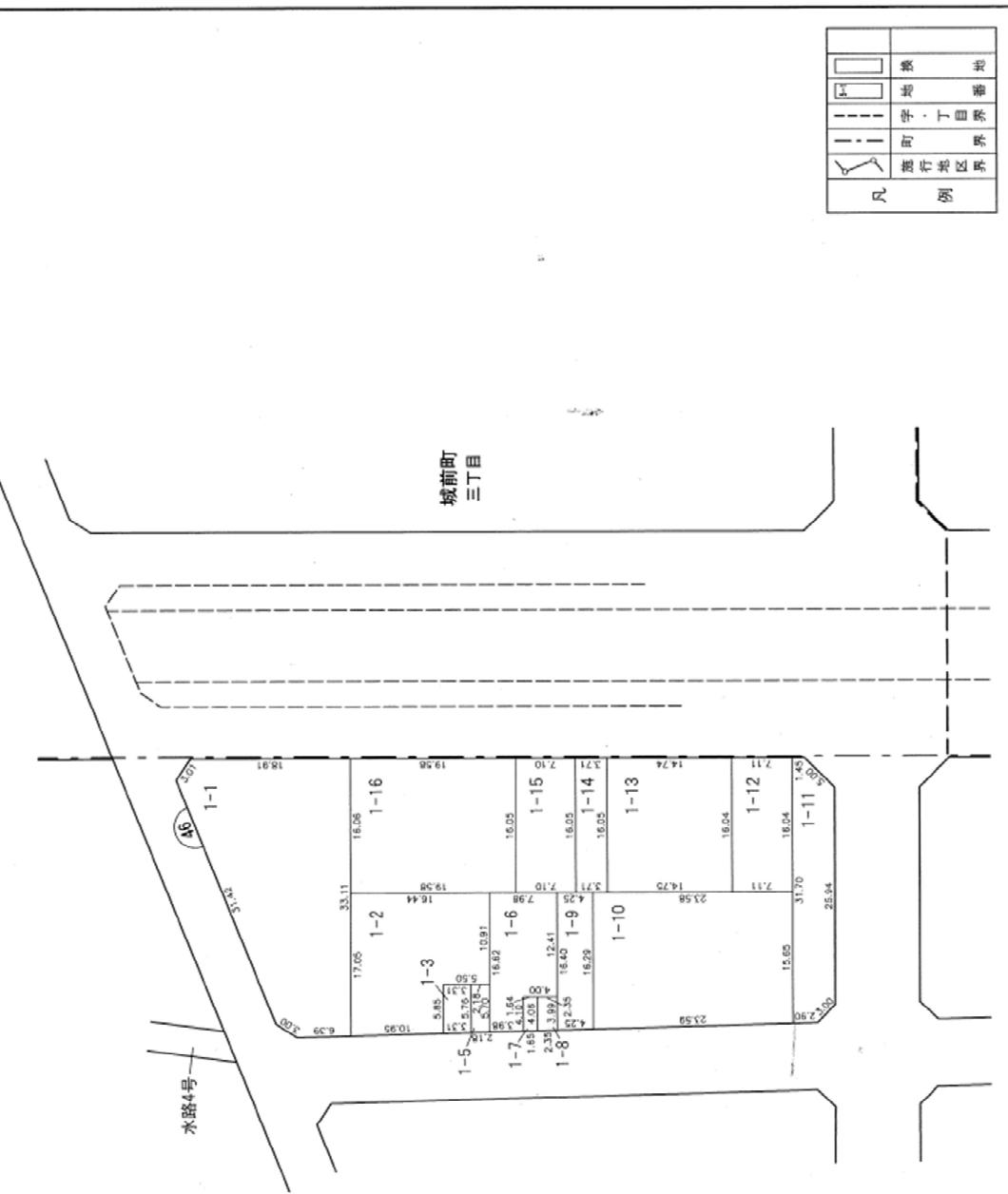
尾張旭市都市計画課

参考図としてご利用ください

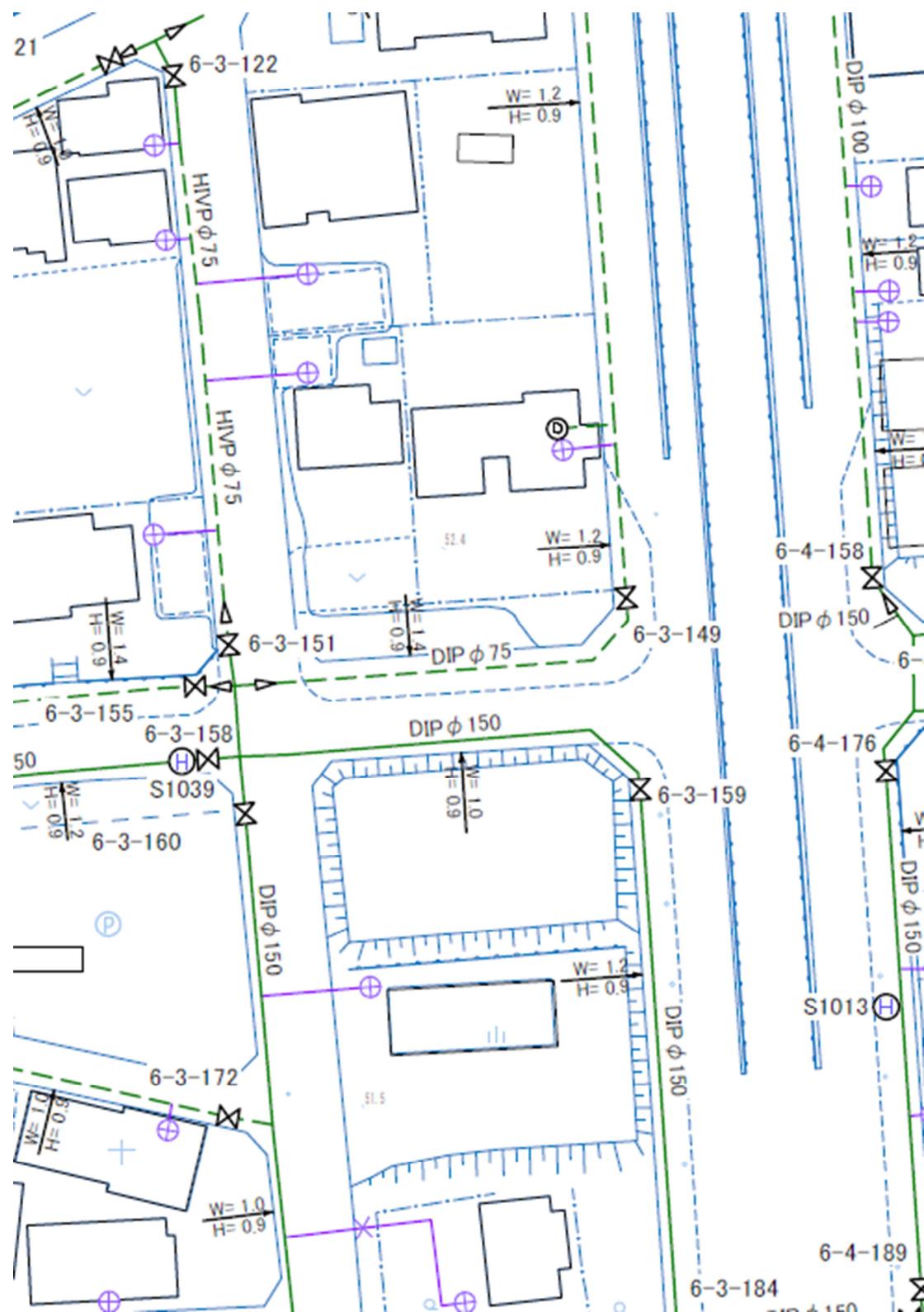
換地図(縮小図)

換地図 縮尺 500分の1
所在 尾張旭市旭前町五丁目

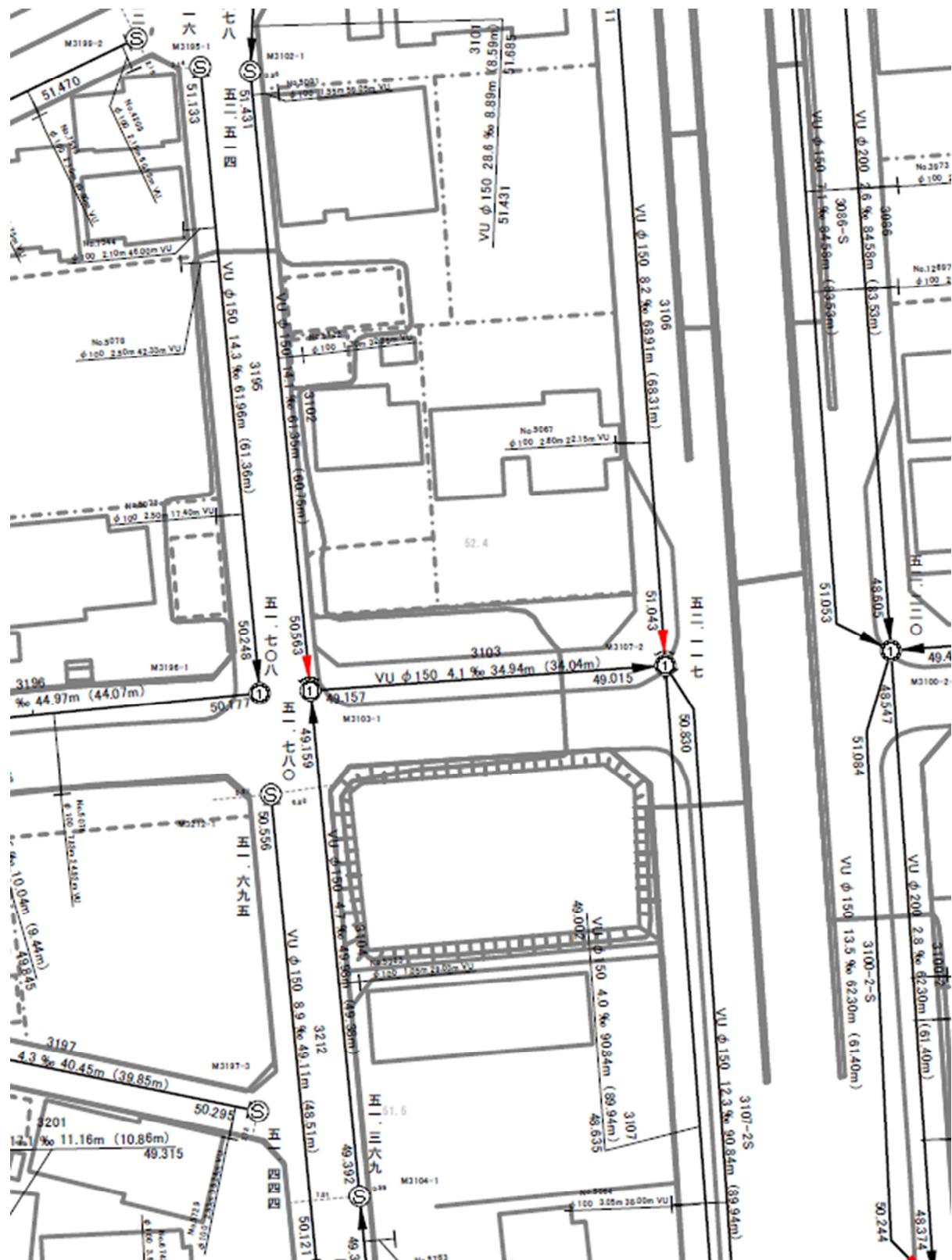
尾張旭前城前



上水管等配置図



下水管等配置図



土 地 売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、売渡人 尾張旭市 (以下「甲」という。) と買受人 ●●●● (以下「乙」という。)との間において、次の条項により契約を締結する。

(売買物件)

第1条 甲は、末尾に記載する売買物件内訳表に記載の土地を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金16,000,000円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金●●●●●円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 5 第1項の契約保証金は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

(売買代金の納付)

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金●●●●●円を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに納付しなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したとき乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の甲から乙への引渡しは、前条の所有権の移転と同時に、現地引渡しの手続きを省略し、現状有姿のままこれを完了したものとする。

(所有権移転登記等)

第7条 第5条の規定により所有権が移転した後、甲は、遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託する。

- 2 所有権移転登記に必要な登録免許税その他一切の費用は、全て乙の負担とする。

3 乙は、甲がこの土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類、その他甲が必要と認めて提出を求めた書類を直ちに甲に提出するものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結のときから第6条の規定により引き渡されるまでの間において、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に對して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に對して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

2 甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

(禁止事項等)

第10条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転若しくは貸してはならない。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転若しくは貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、前条の規定に関し必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は登記事項証明書等の参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は資料の提

出若しくは報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付けない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費及びその他一切の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、第13条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が、第12条第1項に定める違約金及び前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(越境の処理)

第19条 乙は、本件土地に係る越境物の処理について、甲に対して関与を求めず、いかなる請求も行うことができない。

(信義誠実の義務)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所に関する合意)

第22条 本契約に基づく権利義務に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する名古屋地

方裁判所を甲乙合意の裁判所とするものとする。

以上の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴田 浩

乙

(記名押印)

記

売買物件内訳表

土地の表示	尾張旭市旭前町五丁目			
地 番	地 目	実測地積 (m ²)		金 額(円)
1番11	宅地	149	71	16,000,000

■申込みに関する様式

1. 普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）
2. 訖約書
3. 役員名簿
4. 市税の納付状況等調査同意書
5. 委任状
6. 記入例

普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

(申請人) 住 所
氏 名

連絡先 () —

(代理人) 住 所
氏 名

連絡先 () —

下記物件を買い受けたく、関係書類を添えて申し込みます。なお、所有権移転等に要する費用は、全て申請人において負担します。

所 在 地 番	尾張旭市旭前町五丁目1番11
地目・地積（実測面積）	宅地 149.71m ² (149.71m ²)
売 却 價 格	16,000,000円
売 納 買 付 代 金 法 方	① 契約保証金前納 ② 契約時に即納
契 約 保 証 金	円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">・誓約書・市税の納付状況等調査同意書 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民票の写し・印鑑登録証明書 <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・役員名簿（別添のとおり）・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書・印鑑証明書

注 添付書類は、発行後3か月以内のものを添付してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者氏名を記入してください。

下記事項について誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 旭前町五丁目地内市有地売却実施要領の申込資格のない者に該当しません。
- 2 旭前町五丁目地内市有地売却実施要領の記載事項、売払条件、売払物件の現状及び関係法令の規制を全て承知の上申し込みます。
- 3 申込者及び法人にあっては役員名簿記載の者について、排除措置対象法人等に該当するか否かを、愛知県守山警察署へ照会することについて同意します。
- 4 買い受けた物件の活用に当たっては、市の条件及び法令上の規制を遵守します。

役員名簿

名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		
	()	M・T・S・H .. .		

※法人の役員について記載してください。

市税の納付状況等調査同意書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者氏名を記入してください。

旭前町五丁目地内市有地売却に係る先着順売却の申込みに伴い、市税の納付状況について尾張旭市が調査することに同意します。

委 任 状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () -

携 帯 () -

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有地売却の申込みに関する一切の権限

物 件 地 番
尾張旭市旭前町五丁目 1 番 1 1

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者氏名を記入してください。

普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）

令和〇年〇月〇日

尾張旭市長 殿

(申請人) 住 所
氏 名

連絡先

(代理人) 住 所
氏 名※次頁「普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）の申請人欄等の記載要領」を
参照してください。

連絡先 () -

下記物件を買い受けたく、関係書類を添えて申し込みます。なお、所有権移転等に要する費用は、全て申請人において負担します。

所 在 地 番	尾張旭市旭前町五丁目1番11	
地目・地積（実測面積）	宅地・149.71m ² (149.71m ²)	
売 却 価 格	16,000,000円	
売 買 代 金 法 納 付 方	① 契約保証金前納 ② 契約時に即納	
契 約 保 証 金	●●●●●●円	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書 ・市税の納付状況等調査同意書 【個人の場合】 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 【法人の場合】 ・役員名簿（別添のとおり） ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ・印鑑証明書 	

注 添付書類は、発行後3か月以内のものを添付してください。

普通財産譲渡申請書（先着順売却申込書）の申請人欄等の記載要領

1 申請人欄

必ず記入押印してください。

代理人が提出書類を持参する場合でも、申請人欄は記入押印が必要です。

個人の場合

（申請人）住 所 ○○市△△町□丁目××番地
氏 名 旭 太 郎

（実印）

連絡先 (○○○) 〇〇〇-〇〇〇〇

法人の場合

（申請人）住 所 ○○市△△町□丁目××番地
氏 名 ○○○○株式会社
代表取締役 旭 太 郎
連絡先 (○○○) 〇〇〇-〇〇〇〇

（実印）

2 代理人欄

代理人が提出書類を持参する場合のみ必要です。

申込者が個人で、同居の家族が持参する場合や、申込者が法人で、その社員が持参する場合は必要ありません。

個人の場合

（代理人）住 所 △△市□□町○丁目××番地
氏 名 旭 次 郎

（実印）

連絡先 (○○○) 〇〇〇-〇〇〇〇

法人の場合

（代理人）住 所 △△市□□町○丁目××番地
氏 名 ○○○○会社
代表取締役 旭 次 郎
連絡先 (○○○) 〇〇〇-〇〇〇〇

（実印）

誓 約 書

記 入 例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

個人の場合

住 所 〇〇市△△町口丁目××番地

氏 名 旭 太 郎

法人の場合

住 所 〇〇市△△町口丁目××番地

〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 旭 太 郎

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者氏名を記入してください。

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 旭前町五丁目地内市有地売却実施要領の申込資格のない者に該当しません。
- 2 旭前町五丁目地内市有地売却実施要領の記載事項、売払条件、売払物件の現状及び関係法令の規制を全て承知の上申し込みます。
- 3 申込者及び法人にあっては役員名簿記載の者について、排除措置対象法人等に該当するか否かを、愛知県守山警察署へ照会することについて同意します。
- 4 買い受けた物件の活用に当たっては、市の条件及び法令上の規制を遵守します。

役員名簿

名称	○○○○株式会社			
所在地	○○市△△町□丁目××番地			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(アサヒ タロウ) 旭 太郎	M・T・S・H ○○・○○・○○	男	〒△△△一□□□□ △△△市□□町×丁目○○
取締役	(○○○ ○○○) ○○ ○○	M・T・S・H ○○・○○・○○	女	〒△△△一□□□□ △△△市□□町×丁目○○
取締役	(○○○ ○○○) ○○ ○○	M・T・S・H ○○・○○・○○	男	〒△△△一□□□□ △△△市□□町×丁目○○
	()	M・T・S・H . .		
	()	M・T・S・H . .		
	法人登記簿に記載のある 役員全員について記入し てください。	M・T・S・H . .		法人の所在ではなく、自宅の 住所を記入してください。
	()	M・T・S・H . .		
	()	M・T・S・H . .		
	()	M・T・S・H . .		
法人による申込みの場合は必ず提出してください。				
	()	M・T・S・H . .		
	()	M・T・S・H . .		
	()	M・T・S・H . .		
	()	M・T・S・H . .		

※法人の役員について記載してください。

市税の納付状況等調査同意書

記 入 例

令和〇年〇月〇日

尾張旭市長 殿

個人の場合

住 所 〇〇市△△町口丁目××番地

氏 名 旭 太 郎

法人の場合

住 所 〇〇市△△町口丁目××番地

〇〇〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 旭 太 郎

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者氏名を記入してください。

旭前町五丁目地内市有地売却に係る先着順売却の申込に伴い、市税の納付状況について尾張旭市が調査することに同意します。

委任状

(代理人)

住 所 〇〇市△△町□丁目××番地氏 名 旭 太 郎電 話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇携 帯 (〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有地売却の申込みに関する一切の権限

物 件 地 番

尾張旭市旭前町五丁目 1 番 1 1

令和〇年〇月〇日

(委任者)

住 所 △△市□□町○丁目××番地氏 名 旭 次 郎

※法人の場合は、主たる所在地、会社名、代表者氏名を記入してください。

【注意】例示のような場合には代理人を立てる必要はありません。

(委任状の持参は必要ありません。)

(例示)

- ・申込者が個人で、同居の家族が提出書類の持参を行う場合
- ・申込者が法人で、その社員が提出書類の持参を行う場合

×モ欄

尾張旭市役所案内図

■ ■ 案内図 ■ ■



- ◆ 公共交通機関を御利用の場合
名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 徒歩 約1分

お問合せは

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 総務部 財政課 管財係 (北庁舎2階)

電子メールアドレス zaisei@city.owariasahi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>

電 話 0561-76-8114 (直通)

